

平成30・31年度 奈良県教育支援委員会委員名簿

	氏名	所属・役職	専門領域等	選任区分	備考
1	飯田 順三	奈良県立医科大学 看護学科 教授	児童精神科	医師	委嘱
2	西久保敏也	奈良県立医科大学 総合周産期母子医療センター新生児集中治療部門 教授	小児科 障害児医療	医師	委嘱
3	岡本とも子	児童発達支援センター 仔鹿園 園長	就学前療育	学識経験者	委嘱
4	喜多 洋三	奈良県PTA協議会 会長	義務教育	学識経験者	委嘱
5	木下 理恵	奈良教育大学教職大学院 教授	特別支援教育	学識経験者	委嘱
6	阪口 貴子	奈良県手をつなぐ育成会 理事長	知的障害福祉	学識経験者	委嘱
7	廣田 明美	高田こども家庭相談センター 所長	児童福祉	関係行政機関	委嘱
8	田中 裕之	県健康福祉部障害福祉課 課長補佐	障害福祉	関係行政機関	委嘱
9	水野長志郎	県特別支援学校長会 会長	知的障害教育	関係教育機関	任命
10	広中 嘉隆	盲学校 校長 ろう学校 校長	視覚障害教育 聴覚障害教育	関係教育機関	任命
11	前田 景子	明日香養護学校 校長	肢体不自由教育 病弱教育	関係教育機関	任命
12	山本 敏久	県特別支援学級及び通級指導教室設置学校長協会 会長	義務教育	関係教育機関	任命
13	鳥山 晃子	県特別支援教育研究会 会長	義務教育	関係教育機関	任命
14	中井 和代	県立教育研究所 特別支援教育部長	特別支援教育	関係行政機関	任命
15	新田 晶子	県立教育研究所教育経営部 指導主事	幼児教育	関係行政機関	任命

○奈良県教育支援委員会規則

昭和五十年三月三十一日

奈良県教育委員会規則第七号

改正 平成一二年三月三十一日教委規則第一〇号

平成一八年三月三十一日教委規則第一四号

平成一九年三月三〇日教委規則第八号

平成二〇年三月三十一日教委規則第一四号

平成二八年三月三十一日教委規則第一六号

〔奈良県心身障害児就学指導委員会規則〕をここに公布する。

奈良県教育支援委員会規則

(平一二教委規則一〇・平二八教委規則一六・改称)

(目的)

第一条 障害を有する児童及び生徒の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、奈良県教育支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平一二教委規則一〇・平二八教委規則一六・一部改正)

(所掌事務)

第二条 委員会は次に掲げる事項について、調査及び助言を行う。

- 一 特別支援学校に就学しようとする者又は在学する児童及び生徒に対する就学先の決定その他の教育支援に関する事項
- 二 小学校及び中学校に就学しようとする者又は在学する児童及び生徒のうち、市町村の教育委員会から依頼のあつた者に対する就学先の決定その他の教育支援に関する事項
- 三 障害に関する教育相談並びに障害を有する児童及び生徒の教育に関する啓発に関する事項
- 四 その他必要な事項

(平一二教委規則一〇・平一九教委規則八・平二八教委規則一六・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

- 一 医師
- 二 学識経験者

三 関係教育機関の職員

四 関係行政機関の職員

(平一二教委規則一〇・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(調査員)

第七条 委員会には、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

(平二八教委規則一六・一部改正)

(専門部会)

第八条 委員会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び調査員をもつて構成する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平一八教委規則一四・平二〇教委規則一四・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年教委規則第一〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年教委規則第一四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年教委規則第八号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年教委規則第一四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第一六号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。